

## 石川町農業経営改善支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域農業の維持・発展のため、計画的に経営改善に取り組む農業者に対して、計画達成に必要な機械・施設等の導入支援を行う、石川町農業経営改善支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 この事業は、町が別に定める計画に基づいて、経営改善に取り組む農業者について、計画達成に必要な機械・施設等の導入を支援する。

(支援措置)

第3条 町は、事業対象者に対し必要に応じて別表1の支援措置を講ずるものとする。

(事業対象者)

第4条 この事業の対象者は、下記事項のすべてを満たすものとする

- (1) 町内に住所を有する農業者
- (2) 目標年度までに農業収入を10%以上増加させるもの
- (3) 申請時点において、町へ納入すべき町税等の滞納がない者

(事業の認定申請)

第5条 この事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農業経営改善支援事業認定申請書（様式第1-1号）、農業所得向上計画（様式第1-2号）に別に定める添付書類を添えて町長へ提出するものとする。

(事業の認定等)

第6条 町長は、前条の規定により提出された認定申請書について、必要な指導、調整を行うとともに、事業の認定の可否を決定するものとする。

2 町長は、認定申請された石川町農業経営改善支援事業認定申請書（様式第1-1号）及び計画（様式第1-2号）について、石川町農業経営改善支援センターへ適否を諮るものとする。

3 石川町農業経営改善支援センターは、町長より諮られた農業経営改善支援事業認定申請書（様式第1-1号）及び農業所得向上計画（様式第1-2号）について、別表2の配分表に基づいたポイント等を参考に適格か否かを判断するものとし、その結果について町長へ答申するものとする。

4 町長は、石川町農業経営改善支援センターの答申を受け、事業の認定を行ったときは、認定書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。また、認定をしなかったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業実施状況の報告)

第7条 町長は、申請者の事業実施状況の確認のため、事業実施から3年間事業実施状況報告書（様式第3号）の提出を求めることができるものとする。

2 申請者は、町長より事業実施状況報告書（様式第3号）の提出を求められた場合、通知の期日から30日以内に事業実施状況報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

3 町長は、申請者より事業実施状況報告書（様式第3号）の提出を受け、農業所得向上計画（様式第1-2号）に記載のある農業所得目標と照会したのち事業の執行に遅れがみられる場合には、農業所得目標達成のために必要な指導及び助言を行うものとする。

4 申請者は、事業の執行に遅れがみられる場合には、事業実施から3年間を経過したのちも目標農業所得が達成されるまで、町長から事業実施状況報告書（様式第3号）の提出を求められた場合には、通知の期日から30日以内に事業実施状況報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(認定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、事業認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、すでに支給した第3条に規定する支援措置の一部又は全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 申請に不正があったことが判明したとき。
- (2) 事業認定者より事業中止の申出があったとき。
- (3) この要綱の条項に違反したとき。
- (4) 事業の推進上支障があると町長が判断したとき。

(事業実施等の手続)

第9条 石川町農業振興事業補助金交付要綱(平成31年4月1日付け要綱第18号。以下「交付要綱」という。)に定める実施手続き以外の手続について、以下のとおり定める。

- (1) 交付要綱第3条に基づく補助金交付の申請について、申請者は認定書(様式第2号)を補助金交付の申請と併せて提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定める他、事業の実施について必要な事項は別に定めるところによるものとし、補助金の交付手続き等については、石川町補助金等の交付等に関する規則(昭和49年規則第13号。以下「規則」という。)、及び交付要綱により適正に執行するものとする。

#### 附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要領は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

この要領は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

支援措置の区分

対象事業費	補助率（上限額）	要件
<p>様式第1-2号に基づいて導入する農業用機械及び施設</p>	<p>1／3以内（上限1,000千円） ただし、水稻からの転換又は水稻との複合経営として園芸品目（加工含む）を新規導入する場合は1／2以内（上限1,500千円）</p>	<p>次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業収入を10%以上増加する計画であること。（前年〔前回〕に引き続き申請の場合、前年〔前回〕の計画に10%上乘せすること。 3年連続で取り組む方は、令和4年度申請時の所得目標が<u>8.0%以上</u>達成していること。）</li> <li>2 目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものについては、補助の対象としない。</li> <li>3 施設及び機械の導入は事業採択後であること。また、新品、新設であること。</li> <li>4 事業の内容が、過去において他の補助事業により補助を受けたものと同一であり、その更新と認められる場合は、補助の対象としない。</li> </ol>

別表2（第6条の2関係）

## 農業経営改善支援事業における配分基準表（30点）

項目	取組	配点 (30点)
(1)品目等 (4点)	果樹	4点
	繁殖牛、肥育牛、酪農牛	4点
	園芸（施設）	4点
	園芸（露地）	4点
	水稻を除く土地利用型作物（麦、大豆等）	3点
	農作業受託（農薬散布等）	3点
	花き、花木	3点
	水稻	1点
(2)所得向上手法 (5点)	新品目取組（加工等含む）	5点
	規模拡大	2点
	コスト低減	2点
(3)法人化 (2点)	現在、法人化している	2点
	目標年度までに法人化する見込みである	1点
(4)経営管理 (2点)	複式簿記による青色申告を実施している	2点
	簡易簿記による青色申告を実施している	1点
(5)経営安定性 (2点)	収入保険に加入している	2点
	所得減収を収入保険以外で担保する任意保険に加入している	1点
(6)担い手 (3点)	認定新規就農者	3点
	認定農業者	2点
	集落営農組織（経営管理の一元化を行っているもの）	2点
	人・農地プランの中心経営体	1点
(7)所得向上率 (3点)	目標年度までに所得を30%以上向上する	3点
	目標年度までに所得を20－29%以上向上する	2点
	目標年度までに所得を10－19%以上向上する	1点

(8) 後継者の確保 (2点)	後継者がいる	2点
	目標年度まで後継者確保の見込み	1点
(9) 計画の新規 性・モデル性 (7点)	特に優れている (町の経営モデルになり得る)	7点
	優れている	3点
	普通	1点

様式第 1-1 号 (第 5 条関係)

石川町農業経営改善支援事業認定申請書

令和 年 月 日

石川町長 様

事業実施主体名 住 所  
氏 名

標記事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業実施主体の区分等

- 認定農業者 認定新規就農者 集落営農組織 (令和 年 月法人化予定)  
人・農地プランの中心経営体 その他 ( )

2 事業実施主体の経営形態

- 個人経営 法人経営 目標年度 (令和 年度) 内に法人化する予定

3 事業実施主体の現状

(1) 経営管理 (令和 年度)

- 青色申告 (複式簿記・簡易簿記) 消費税申告 (本則課税・簡易課税)  
白色申告

(2) 農業後継者等の育成 (令和 年度)

- 後継者がいる 後継者はいない  
後継者の見込みがある者

※後継者：年間150日以上、農業に従事しているもの

(3) 収入保険への加入状況 (令和 年度)

- 加入している  
加入していないが、収入保険以外の減収を担保する任意保険に加入している  
(加入している保険名： )  
加入していない

4 事業費

機械名・施設名	規格等	利用規模 (事業量)	事業費 (税込)
			円

5 添付資料

- ・様式第 1-2 号 農業所得向上計画
- ・事業費の根拠となる書類 (見積書 3 社、カタログ、施設の場合は設計図・立面図等)
- ・前年度の確定申告書、青色申告決算書 (収支内訳書) の写し
- ・前年度の納税証明書

様式第2号（第6条関係）

認 定 書

第 号  
年 月 日

様

年 月 日で申請のあった石川町農業経営改善支援事業について、認定します。

石川町長

印

様式第3号（第7条関係）

事業実施状況報告書

年 月 日

石川町長 様

住所  
氏名

石川町農業経営改善支援事業実施要領第7条の2の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業実施状況

交付対象機械	対象品目	(事業実施時) 農業所得	(事業実施後) 農業所得	備 考
計				

2 目標未達の場合の理由記載欄